

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【公表番号】特表2013-518971(P2013-518971A)

【公表日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2013-026

【出願番号】特願2012-551969(P2012-551969)

【国際特許分類】

C 0 9 K	3/10	(2006.01)
H 0 1 L	31/042	(2006.01)
C 0 8 L	23/02	(2006.01)
C 0 8 L	91/06	(2006.01)
C 0 8 K	5/541	(2006.01)

【F I】

C 0 9 K	3/10	Z
H 0 1 L	31/04	R
C 0 9 K	3/10	Q
C 0 8 L	23/02	
C 0 8 L	91/06	
C 0 8 K	5/541	

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月12日(2013.8.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) コンパウンド全体の約40～約95重量%の量で配合された少なくとも1種のオレフィン系ポリマーと；

b) コンパウンド全体の約0.1～約15重量%の量で配合された少なくとも1種のシランと；

c) コンパウンド全体の約2～約30重量%の量で配合された少なくとも1種のワックスと；

d) コンパウンド全体の約0.1～約4重量%の量で配合された少なくとも1種の酸化防止剤と；

e) コンパウンド全体の約0.1～約20重量%の量で配合された少なくとも1種の充填剤

を含有する防湿ポッティングコンパウンド。

【請求項2】

少なくとも1種のオレフィン系ポリマーがポリイソブチレン、ポリブテン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリブテン、ポリイソブテン、ブチルゴム(ポリイソブテン-イソブレン)、スチレンブロックコポリマー、及びその組合せから構成される群から選択される請求項1に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項3】

少なくとも1種のオレフィン系ポリマーがポリイソブチレン、ポリブテン、又はその組合せである請求項2に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 4】

少なくとも 1 種のオレフィン系ポリマーがポリオレフィン、フッ素化ポリマー、又はその組合せである請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 5】

少なくとも 1 種のワックスがポリエチレンワックスである請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 6】

少なくとも 1 種のワックスが約 50 ~ 約 200 の軟化点 / 融点をもつ請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 7】

少なくとも 1 種のシランが 3 - (2 - アミノエチル)アミノプロブルトリメトキシシラン、DFDA-5451NT (Dow Chemical 製シラングラフトPE)、DFDA-5481NT (Dow Chemical 製湿気硬化型触媒)、非晶性ポリオレフィン(例えば Vestoplast 206、Vestoplast 2412)、アルコキシシラン、アミノシラン、及びその組合せから構成される群から選択される請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 8】

少なくとも 1 種のシランが 3 - (2 - アミノエチル)アミノプロブルトリメトキシシランである請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 9】

酸化防止剤がテトラキス [メチレン (3,5 -ジ - tert - ブチルヒドロキシヒドロシンナメート)] メタン、ヒンダードフェノール、ヒンダードアミン、チオエーテル、メルカプト化合物、亜リン酸エステル、ベンゾトリニアゾール、ベンゾフェノン、オゾン劣化防止剤、及びその組合せから構成される群から選択される請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 10】

少なくとも 1 種の酸化防止剤がテトラキス [メチレン (3,5 -ジ - tert - ブチルヒドロキシヒドロシンナメート)] メタンである請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 11】

少なくとも 1 種の充填剤が二酸化チタン、炭酸カルシウム、ヒュームドシリカ、カーボンブラック、及びその組合せから構成される群から選択される請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 12】

少なくとも 1 種の充填剤がカーボンブラックである請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 13】

更に約 0.1 % ~ 約 10 % の量で配合された乾燥剤及び水分捕捉剤の少なくとも 1 種を含有しており、乾燥剤及び水分捕捉剤の少なくとも 1 種がミシシッピライム、モレキュラーシーブ、又は無水無機塩から構成される群から選択される請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。

【請求項 14】

ポッティングコンパウンドが 24 時間当たり約 0.3 g / m² 未満の水蒸気透過率をもつ請求項 1 に記載のポッティングコンパウンド。